

改正

平成19年3月30日規則第44号
平成20年2月29日規則第12号
平成20年4月22日規則第64号
平成22年3月19日規則第10号
平成23年3月25日規則第10号
平成27年3月31日規則第27号
平成30年4月1日規則第44号
平成31年3月29日規則第19号
令和2年3月31日規則第28号
令和3年3月30日規則第35号

山形県医師修学資金貸与条例施行規則をここに公布する。

山形県医師修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県医師修学資金貸与条例（平成17年7月県条例第78号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公的医療機関の特定診療科)

第2条 条例第1条の2第3号に規定する規則で定める公的医療機関の診療科等は、次に掲げるものとする。

- (1) 公的医療機関又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人が開設する県内の病院若しくは診療所の小児科、産婦人科、放射線科及び麻酔科
- (2) 山形県立中央病院救命救急センター
- (3) 公立置賜総合病院救命救急センター
- (4) 山形県立新庄病院の救急部門
- (5) 日本海総合病院救命救急センター
- (6) その他前各号に掲げるものに準ずるものとして知事が認める公的医療機関の救急部門

(大学病院の特定診療科)

第3条 条例第1条の2第5号に規定する規則で定める大学病院の診療科等は、山形大学医学部附属病院の小児科、産婦人科、放射線科、麻酔科及び救急部門とする。

(申請の手続)

第4条 条例第1条に規定する修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けようとする者は、知事の定める日までに山形県医師修学資金貸与申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 条例第2条第1号イに規定する大学（以下「大学」という。）の医学を履修する課程に在学する者であることを証明する書類
- (2) 大学における学業成績を証明する書類（修業年数が1年に満たない者にあつては、卒業した高等学校における学業成績を証明する書類）
- (3) 戸籍謄本（申請の日前2月以内に発行されたものに限る。）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(保証人)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、知事が適当と認める保証人（以下「保証人」という。）2人を立てなければならない。

2 保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して返還の債務を負担するものとする。

(誓約書)

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者は、知事の指示に従い、誓約書（別記様式第2号）に保証人の印鑑証明書及び収入を証明する書類を添えて提出しなければならない。

(貸与の決定)

第7条 知事は、第4条に規定する申請書等の提出があつた場合において、当該申請書等の審査及び面接

により修学資金を貸与することが適当であると認めるときは、修学資金を貸与することを決定する。

2 知事は、前項の規定により修学資金を貸与することを決定したときは、山形県医師修学資金貸与決定通知書（別記様式第3号）により、その旨を通知するものとする。

（貸与の方法）

第8条 知事は、前条第1項で決定された修学資金の年額の4分の1に相当する額を5月、8月、11月及び2月にそれぞれ貸与するものとする。ただし、知事が特に必要と認める場合には、これによらないことができるものとする。

2 修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）は、前項の規定により修学資金の貸与を受けたときは、そのつど借用証書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（貸与の保留）

第9条 知事は、修学生が正当な理由なく第17条に規定する書類を提出しないときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

（返還）

第10条 条例第6条の規定による修学資金の返還は、月賦による均等払いの方法により行わなければならない。ただし、当該修学資金の全部又は一部を繰り上げて返還することを妨げない。

2 修学資金を返還しなければならない者は、当該返還の事由が生じた日（条例第8条第4項の規定による債務の免除を申請した者にあつては、その申請に対する決定の通知を受けた日）から起算して20日以内に、山形県医師修学資金返還明細書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（返還の猶予の申請手続）

第11条 条例第7条の規定による債務の履行の猶予を受けようとする者は、同条に規定する事由が生じた日（当該事由が条例第6条第1項各号に掲げる事由が生じた日前に生じたときは、同項各号に掲げる事由が生じた日）から起算して20日以内に、山形県医師修学資金返還猶予申請書（別記様式第6号）に当該事由を証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（返還の免除の申請手続）

第12条 条例第8条の規定による債務の免除を受けようとする者は、同条に規定する事由が生じた日から起算して20日以内に、山形県医師修学資金返還債務免除申請書（別記様式第7号）に医師免許証の写し（同条第4項に該当する者が医師免許を取得していない場合を除く。）、履歴書及び当該事由に該当することを証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（在職期間の計算）

第13条 条例第8条第1項（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に規定する在職期間は、期間の初日が属する月から末日が属する月までの月数により計算するものとする。ただし、期間の終了した月において再び期間が開始することとなったときは、その月を1箇月として算入するものとする。

2 前項の規定により在職期間を計算する場合において、現に在職した期間中に休職、停職又は育児休業の期間（以下「休職等期間」という。）があるときは、休職等期間の初日が属する月から末日が属する月までの月数を控除するものとする。ただし、休職等期間の終了した月において再び休職等期間が開始することとなったときは、その月を1箇月として控除するものとする。

3 第1項の規定により在職期間の計算をする場合において、現に在職した期間中に地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置による勤務その他これに準ずる勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）の期間があるときは、当該期間の初日が属する月の翌月（当該日が月の初日であるときは、当該日が属する月）から当該期間の末日が属する月の前月（当該日が月の末日であるときは、当該日が属する月）までの月数に当該育児短時間勤務等をした者に係る当該期間における所定労働時間をその者に係る育児短時間勤務等をしなかった場合における所定労働時間で除して得た数を乗じて得た月数（当該月数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）により計算するものとする。

4 第1項の規定により在職期間の計算をする場合において、休業等期間の終了した月に育児短時間勤務等を開始したときは、その月を1箇月として控除するものとする。

（公立の病院等）

- 第13条の2** 条例第8条第1項第1号イに規定する規則で定める医療機関等は、次の各号に掲げるもの(条例第1条の2第1号に規定する公立病院等及び同条第4号に規定する大学病院を除く。)とする。
- (1) 県内の専門研修プログラム(一般社団法人日本専門医機構、一般社団法人社会医学系専門医協会その他の医学医術に関する団体から承認された研修に関する計画をいう。以下同じ。)における研修基幹施設
 - (2) 知事が必要と認める専門研修プログラムにおける研修施設
 - (3) 条例第8条第1項第1号イに規定する医師少数区域等の医療機関等(医師少数区域等の医療機関等)
- 第14条** 条例第8条第1項第1号イに規定する医師少数区域等の医療機関等は、次に掲げるものとする。
- (1) 医師少数区域(医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第6項に規定する区域をいう。以下同じ。)及び別に定める医師少数スポット内に所在する医療機関であって知事が相当と認めるもの(知事が特に必要と認める場合を除き、当該医療機関がへき地医療拠点病院である場合にあっては、当該へき地医療拠点病院に在職する修学資金の貸与を受けた者が地域の住民に対して診療、往診その他在宅医療を積極的に実施している医療機関に勤務しているときに限る。)並びに知事が相当と認める施設
 - (2) 前号の医師少数区域及び医師少数スポット以外の区域に所在する医療機関等(当該医療機関に在職する修学資金の貸与を受けた者が、同号の医師少数区域及び医師少数スポット内に所在する医療機関(知事が相当と認めるものに限る。)に勤務しているときに限る。)
- (引き続き公立の病院等又は公的な医療機関の特定診療科に在職することを要しない年数)
- 第15条** 条例第8条第1項第1号イただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)及び同条第1項第2号イただし書(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める年数は、3年とする。
- (引き続き公立の病院等又は公的な医療機関の特定診療科に在職することを要しない旨の申請手続)
- 第16条** 条例第8条第1項第1号イただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者又は同条第1項第2号イただし書(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、知事が定める日までに中断承認申請書(別記様式第8号)を知事に提出しなければならない。
- (専門性を高める勤務を行う機関)
- 第16条の2** 条例第8条第1項第1号イ(ロ)に規定する規則で定める機関は、県内の地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項に規定する保健所その他知事が相当と認める機関とする。
- (公的な医療機関の特定診療科)
- 第16条の3** 条例第8条第1項第2号イに規定する規則で定める医療機関の特定診療科は、同号イに規定する医師少数区域等の医療機関の特定診療科(条例第1条の2第3号に規定する公的医療機関の特定診療科及び同条第5号に規定する大学病院の特定診療科を除く。)とする。
- (医師少数区域等の医療機関の特定診療科)
- 第16条の4** 条例第8条第1項第2号イに規定する医師少数区域等の医療機関の特定診療科は、次に掲げるものとする。
- (1) 医師少数区域及び別に定める医師少数スポット内に所在する医療機関(知事が相当と認めるものに限る。)の小児科、産婦人科、放射線科、麻酔科及び救急部門
 - (2) 前号の医師少数区域及び別に定める医師少数スポット以外の区域に所在する医療機関の小児科、産婦人科、放射線科、麻酔科及び救急部門(当該医療機関に在職する修学資金の貸与を受けた者が、同号の医師少数区域及び医師少数スポット内に所在する医療機関(知事が相当と認めるものに限る。)の小児科、産婦人科、放射線科、麻酔科及び救急部門に勤務しているときに限る。)
- (学業成績を証明する書類の提出)
- 第17条** 修学生は、毎年(修学資金の貸与が決定された日の属する年を除く。)4月15日までに前年度の学業成績を証明する書類を知事に提出しなければならない。
- (届出)
- 第18条** 修学生は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。
- (1) 氏名又は住所を変更したとき。

- (2) 退学したとき、又は医学を履修しなくなったとき。
 - (3) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
 - (4) 休学し、若しくは停学の処分を受け、又は復学したとき。
 - (5) 進級できなかつたとき。
 - (6) 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があつたとき、保証人が死亡したとき又は保証人に破産
手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。
- 2 修学資金の貸与を受けた者（修学生を除く。）は、修学資金の返還の債務が消滅するまでの間において、前項第1号若しくは第6号のいずれかに該当することとなつたとき、又は医師免許を取得し、勤務に従事し、若しくは勤務先（特定診療科医師確保修学資金の貸与を受けた者（修学生を除く。）及び地域医療従事医師確保修学資金の貸与を受けた者で条例第8条第2項の規定の適用を受けるもの）あつては、勤務先又は診療科等）を変更したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 専門研修医は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。
- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 専門研修を中止したとき。
 - (3) 専門研修に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
 - (4) 勤務先を変更したとき。
 - (5) 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があつたとき、保証人が死亡したとき又は保証人に破産
手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。
(保証人による手続)

第19条 保証人は、修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- 2 第10条第2項、第11条及び第12条の規定による手続は、修学資金の貸与を受けた者が死亡又は心身の故障等により自らその手続を行うことができないときは、保証人が行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 当分の間、条例第8条第1項第1号イただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する引き続き公立の病院等に在職することを要しない期間及び同条第1項第2号イただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する引き続き公的な医療機関の特定診療科に在職することを要しない期間には、山形県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例（令和2年3月県条例第21号）による改正前の山形県医師修学資金等貸与条例第8条第1項第1号イただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）、同条第1項第3号イただし書及び同項第4号イただし書に規定する引き続き公立病院等に在職することを要しない期間、同条第1項第2号イただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する引き続き公的医療機関の特定診療科に在職することを要しない期間並びに同項第5号イただし書に規定する引き続き公的医療機関又は大学病院に在職することを要しない期間を加算して計算するものとする。

附 則（平成19年3月30日規則第44号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月29日規則第12号）

- 1 この規則は、平成20年3月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成20年4月22日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月19日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項の改正規定（「第8条第3項」を「第8条第4項」に改める部分に限る。）、第12条の改正規定（「同条第3項」を「同条第4項」に改める部分に限る。）、第13条第1項の改正規定及び第14条の改正規定（同条第1号に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第13条第3項の規定は、この規則の施行の日以後に貸与が決定された者に係る在職期間の計算について適用し、同日前に貸与が決定された者に係る在職期間の計算については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日から平成22年6月29日までの間における改正後の第13条第3項の規定の適用については、同項中「所定労働時間の短縮措置」とあるのは、「勤務時間の短縮等の措置」とする。

附 則 (平成23年3月25日規則第10号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第27号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日規則第19号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に貸与された山形県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例（令和2年3月県条例第21号。以下「改正条例」という。）による改正前の山形県医師修学資金等貸与条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第3号に掲げる山形大学医学部修学資金（改正条例附則第4項の規定により貸与するものを含む。）の申請の手続、保証人、誓約書、貸与の決定、貸与の方法、貸与の保留、返還、返還の猶予の申請手続、返還の免除の申請手続、在職期間の計算、へき地等の公立病院等、県外の医療機関、学業成績を証明する書類等の提出、届出及び保証人による手続については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日前に貸与された改正前の条例第2条第4号に掲げる短期修学資金及び同条第5号に掲げる後期研修医研修資金の返還、返還の猶予の申請手続、返還の免除の申請手続、在職期間の計算、へき地等の公立病院等、県外の医療機関、届出及び保証人による手続については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月30日規則第35号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(表)

年 月 日

山形県知事 殿

申請者

(記名押印又は署名)

山形県医師修学資金貸与申請書

山形県医師修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

ふりがな 氏名		男 ・ 女	生年月日	年 月 日 (満 歳)
住 所	郵便番号 電話番号 ()			
希望する修学資金	第1希望 () 第2希望 () (1 地域医療従事医師確保修学資金 2 特定診療科医師確保修学資金)			
希望する診療科等 (希望する修学資金で2を選んだ場合のみ記入)	第1希望 () 第2希望 () 第3希望 () (1 小児科 2 産婦人科 3 放射線科 4 麻酔科 5 救急医療)			
卒業した高等学校	名 称			
	卒 業 年 月	年 月		
在学している大学	名 称			
	学部及び学科	学部	学科	
	入 学 年 月	年 月		
	学 年	年		

(裏)

家族の状況	ふりがな氏名	続柄	年齢	職業(勤務先)又は学校名	年間収入額	同居又は別居の別
			歳		円	
家族の住所		郵便番号				
		電話番号 ()				

保証人になる者に関する事項	ふりがな氏名		
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	住所	電話番号 ()	電話番号 ()
	本籍		
	職業		
	勤務先		
	年間収入額	円	円
	本人との関係		

誓 約 書

山形県医師修学資金の貸与を受けるにつきましては、山形県医師修学資金貸与条例及び山形県医師修学資金貸与条例施行規則を守り、大学卒業後（貸与終了後）は同条例に規定する県内の医師の確保が必要な地域における医療機関又は県内の医師の確保が必要な診療科に医師として勤務することを誓います。

なお、同条例の規定により山形県医師修学資金を返還しなければならないときは、返還期限までに確実に返還します。

年 月 日

住 所
氏 名 ㊞

山形県知事 殿

上記の者が貸与を受ける山形県医師修学資金については、本人と連帯して返還の債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人
住 所
氏 名 ㊞
連帯保証人
住 所
氏 名 ㊞

山形県知事 殿

様

山形県知事

印

山形県医師修学資金貸与決定通知書

山形県医師修学資金を貸与することを、下記により決定しましたので通知します。

記

- 1 住所
氏名
- 2 決定番号
- 3 保証人の氏名
(1)
(2)
- 4 修学資金の種類
- 5 修学資金の額及び貸与期間
(1) 修学資金の額 金 円
(2) 貸与期間 年 月 日から翌年3月31日まで
- 6 貸与予定日
(1) 年 月 日 (金 円)
(2) 年 月 日 (金 円)
(3) 年 月 日 (金 円)
(4) 年 月 日 (金 円)
- 7 知事が貸与期間満了の日までに何らかの意思表示をしない場合は、同一の条件で1年間貸与期間が更新されたものとします。
次年度以降においても同じです。

山形県知事 殿

住 所

氏 名

印

借 用 証 書

山形県医師修学資金貸与条例の規定に基づき、下記のとおり山形県医師修学資金を借用しました。

記

借用金額 金 円

ただし、年 月 日受領分として

上記資金の貸与につき、山形県医師修学資金条例の規定を承知の上、連帯して返還債務を履行する責めを負います。

連帯保証人

住 所

氏 名

印

連帯保証人

住 所

氏 名

印

山形県知事 殿

住 所

氏 名

(記名押印又は署名)

山形県医師修学資金返還明細書

山形県医師修学資金貸与条例に基づき貸与を受けた修学資金について、次のとおり返還します。

貸与を受けた者の氏名			決 定 番 号	
勤 務 先				
修 学 資 金 の 種 類				
返 還 す べ き 額	円	貸 与 総 額	円	
		利 息 額	円	
		返 還 済 額	円	
		返 還 免 除 額	円	
貸 与 期 間	年 月 から 年 月 まで (計 年 月)			
貸与休止の有無及び期間	有 ・ 無 年 月 から 年 月 まで (計 年 月)			
返 還 の 理 由				
上記の事由が生じた年月日	年 月 日			
返 還 方 法	月賦又は一括の別	月 賦 ・ 一 括		
	返 還 予 定 日	毎月 日 ・ 月 日		
	返還に要する期間	年 月 から 年 月 まで (計 月)		
	月 賦 の 額	円		

山形県知事 殿

住 所
氏 名

(記名押印又は署名)

山形県医師修学資金返還猶予申請書

山形県医師修学資金貸与条例に基づき、山形県医師修学資金の返還の債務の履行を猶予願いたく申請します。

貸与を受けた者の氏名		決定番号	
勤務先			
修学資金の種類			
猶予を受けようとする額	円	貸与総額	円
		利息額	円
		返還済額	円
		返還免除額	円
猶予を受けようとする期間	年 月から 年 月まで (計 月)		
申請理由			

備考 申請理由を証明する書類を添付すること。

(表)

年 月 日

山形県知事 殿

住 所
氏 名

(記名押印又は署名)

山形県医師修学資金返還債務免除申請書

山形県医師修学資金貸与条例に基づき、山形県医師修学資金の返還の債務の免除を受けたいので申請します。

貸与を受けた者の氏名		決 定 番 号	
修 学 資 金 の 種 類			
免除を受けようとする額	円	貸 与 総 額	円
		利 息 額	円
		返 還 済 額	円
		返 還 未 済 額	円
貸 与 期 間	年 月 日から 年 月 日 (計 年 月)		
医 籍 登 録 番 号	第 号	医 療 登 録 年 月 日	年 月 日
休職、停職、育児休業の有無及び期間	有 ・ 無 年 月 日から 年 月 日まで		
育児短時間勤務等の有無及び期間	有 ・ 無 年 月 日から 年 月 日まで <small>(育児短時間勤務等に係る所定労働時間 時間)</small> <small>(育児短時間勤務等をしなかった場合の所定労働時間 時間)</small>		
県外の医療機関での研修又は勤務の有無及び期間	有 ・ 無 年 月 日から 年 月 日まで		
大 学 院 の 在 学 の 有 無 及 び 期 間	有 ・ 無 年 月 日から 年 月 日まで		
申 請 理 由			

(裏)

在職した医療機関の 名称及び在職期間	医療機関の名称（診療科等）	在	職	期	間		
		年	月	日から	年	月	日まで
		年	月	日から	年	月	日まで
		年	月	日から	年	月	日まで
		年	月	日から	年	月	日まで
		年	月	日から	年	月	日まで
		年	月	日から	年	月	日まで
		年	月	日から	年	月	日まで
		年	月	日から	年	月	日まで
		年	月	日から	年	月	日まで
		年	月	日から	年	月	日まで
		年	月	日から	年	月	日まで
		年	月	日から	年	月	日まで
		年	月	日から	年	月	日まで
		年	月	日から	年	月	日まで

備考 医師免許証の写し、履歴書及び申請理由を証明する書類を添付すること。

山形県知事 殿

住 所
氏 名
(記名押印又は署名)

中 断 承 認 申 請 書

山形県医師修学資金貸与条例に基づき、引き続き公立の病院等又は公的な医療機関の特定診療科に在職することを要しない旨の承認を受けたいので申請します。

申 請 概 要	
中 断 期 間	年 月から 年 月まで(計 年 月)
中 断 理 由	
その他参考事項	